

議案26号

予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協
議について

予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する次の規約を定める協
議を鳥取県とすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2
52条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規
定により、本議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

日野町長 近藤 宏

予防接種健康被害調査委員会に係る事務を鳥取県に共同委託するに至った経緯及び理由

1 制度概要

「予防接種健康被害救済制度」とは、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害と予防接種の因果関係が認定されたときに市町村から医療費や年金などの給付が行われる公的な救済制度。

2 経緯

住民から上記制度の申請があったのち、市町村が設置（本町では平成30年4月設置）した「予防接種健康被害調査委員会」で申請内容を調査・審議し、都道府県を通じ国へ進達するが、本町ではこれまで調査委員会を開いた前例がない。

臨時接種であった新型コロナウイルスワクチンの際は県が健康被害調査委員会を設置し、県民からの申請に係る審議を一括運営していた（本町も2件依頼）。

令和7年12月に鳥取県町村会から、鳥取県に対し、定期接種についても県で調査委員会を設置し、市町村で健康被害が発生した際の調査委員会の運営を県に受託いただけないか要望を提出。これにより、調査・審議の公平性の確保が図られるほか、市町村の事務負担の軽減も期待される。

この度、県と関係市町村との間で合意が図られ、本年7月より鳥取市、米子市を除く17市町村が県へ本調査委員会の運営を委託する運びとなったため、規約（連携協約）を定める協議を行う。

日野町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 日野町(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の14第1項の規定に基づき、予防接種法(昭和23年法律第68号)第15条に規定する定期の予防接種等を受けた者に生じた健康被害の救済措置に係る手続の適正かつ円滑な処理に資するため、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」(昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知)で求められる予防接種健康被害調査委員会の設置及び運営事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程等(以下「条例等」という。)に定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事(以下「知事」という。)が、日野町長(以下「町長」という。)と協議して定める。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、甲の委託事務及び甲以外の市町村が委託する第1条に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 知事は、法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町長に通知するものとする。

(委託事務を廃止する場合の措置)

第6条 委託事務を廃止する場合においては、第3条第1項の経費に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、町長に通知しなければならない。
2 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を町長に通知しなければならない。

(雑則)

第8条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和8年7月2日から施行する。